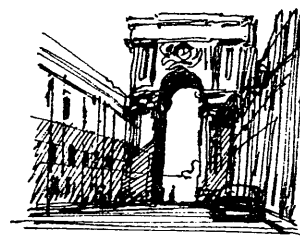


## 1970年度経済の見通しと社会保障計画

(フランス)



### 経済再建計画と低所得者助成措置

フランス政府がさる8月8日、劇的な形で平価切下げの措置を打出したことは記憶に新しいが、その後9月に入ってこれと相呼応する一連の経済再建政策が発表された。これによると政府は、1970年1月1日までに国家予算の均衡、4月1日までに生産と消費の均衡、7月1日までに貿易収支の均衡をそれぞれ回復するという日程表をみずから課し、この目標を達成するために増税を含むきびしい財政方針をとることになっている。この計画は9月16日から4日間にわたって開会された、臨時国会において審議可決されたが、ポンピドウ大統領は9月22日、とくに記者会見

を行なって国民に協力を呼びかけた。

このようなきびしい財政経済措置の影響を、もっとも深刻な形でこうむる恐れがあるのは、どうしても年金生活をする高齢層や母子世帯等である。予想されるこれら低所得世帯の生活をできるだけ緩和するため、政府は一方で次のような対策を講ずることにした。

1) 老齢年金等の引上げ：国民連帯基金による補足手当（老齢年金最低額）は10月1日から年額を100フラン（1日当たり0.27フラン）引上げ、さらに1970年1月1日に200フラン（1日当たり0.55フラン）、10月1日に100フランそれぞれ引上げられる。

この結果手当額は来年10月1日までに、現

行の年額2,600フランが3,000フランになる。この増額の適用対象人員は約220万と見込まれている。

このほか一般制度の老齢年金等も11月1日から3%引上げられる（ただし実施は来年4月1日）。

2) 特殊家族手当の創設：11月1日から所得税の非課税世帯であって3人以上の子をもつ家族に対し、一世帯当たり100フランの特殊手当が支給される。3人以上の子に対しては1人当たり30フランがこのほかに加算される。

3) 家族手当の増額：狭義の家族手当を来年8月1日から4.5%引上げる。

4) 引揚者および身体障害者等に対する優遇措置：アルジェリアからの引揚者に対しては、引揚前の負債の国庫による清算等の措置を講じ、身障者に対しては、まったく新しい助成策をたて、予算を飛躍的に増額させる。

### 1970年度予算案と経済見通し

続いて10月8日、政府は閣議で1970年度予算案を決定し、同日午後ジスカル・デスタン蔵相は国民議会財政委員会でのその大綱を説明

した。この予算案は当然前に述べた経済再建計画の基本方針にそったものであるが、その特色は次の3点にある。1) 予算額の国民総生産に占める比率を前年度以下におさえたこと(1969年=24.52%, 1970年=23.36%)。2) 歳出額の伸び率を、歳入額の伸び率のほぼ半分におさえて、“象徴的”な剰余金を見込んだこと。3) 施設費より運営費を優先させたこと。

歳出総額1,621億4,800万フランのこの予算案の基礎となった、政府の1970年度フランス経済の見通し、ないしはその希望的観測は次のとおりである。1) 成長率は本年度の半分に低下する。2) 消費は低滞し、逆に貯蓄が消費の4倍増になる。3) 輸入はほとんど停滞し、逆に輸出は急速に伸びる。4) 賃金上昇率が平常期以下に急激に低下する。5) この結果国際収支が改善され、物価の上昇率は5%以下にとどまる。

以上のような見通しは次の3つの仮定を前提にしている。1) 外国の経済成長の速度がゆるやかになること。2) 所得とくに賃金の上昇率は低下する。3) 政府をはじめとする

公共機関の出費は停滞する。これらのうち、まず、1) の国際経済の景気が停滞するという仮定はあまりあてにならない。たとえば政権交代後の西独の政策はまだ不明であり、イタリアはくり返しストの波にゆさぶられており、その経済の見通しを予想することは困難である。しかしこれらの現象は来年度における資本主義諸国全体の経済成長の鈍化を意味する徴候だとはいえない。

しかし来年度においてフランスの輸出が14%増となるという見通しには、かなり信頼性がある。OECDの専門家もこの数字を不合理なものとは考えていない。なぜなら1970年当初において、フランスの輸出が今年度の平均水準を5~6%上回ることは確実だからである。またフランの平価切下げ、ドイツマルクの切上げによりフランス企業の競争力は強化されるものと思われる。

2) の所得の伸び率低下という仮定は、今年度は所得総額で13.6%増という急激な上昇を示したので、来年度はその反動で低下するという見通しを根拠にしている。このうちとくに賃金は今年度、名目で約15%増となって

いるので、来年度は8.5%程度の上昇にとどまると仮定されている。他方非賃金労働者の所得は、実質的に今年と同率の上昇を示し、利子配当所得者の収入は倍増するものと見込まれている。その結果、全体の可処分所得の伸び率は4%(今年度5%)にとどまるとされている。しかし賃金の上昇は、雇用水準、労働争議、生活費の上昇率等に左右されるのでなんともいえない。

最後に、3)の公的機関の出費抑制については、1970年国家予算案の基本方針によって、ほぼ達成されたとみてよい。この予算案によれば政府の出資額は5%減少する。しかし地方公共団体の出資は逆に上昇する。国家の出費が減少しても租税負担が減少するわけではない。歳入予算案によると事実、租税収入は12%増となっている。租税以外の強制的な徴収金、たとえば社会保障拠金の負担はほとんど変わらず、国民生産に占める比率から見ると今年度の13.6%に対し、来年度は0.2%ふえて13.8%になることになっている。

以上のような仮定に従って、1) 1970年の国民生産の上昇率は4%にとどまると(5月危機

のあった1968年の4.2%より低い)。3)企業投資の伸びは今年(11%増)の約半分(6%)に止まる。3)個人消費は1969年度(6.3%増)の半分以下(2.7%)しか伸びない。といった予想が立てられているわけだが、これはもしフランス国民が政府の要望に答えて消費を抑制し、貯蓄に励めば適中するし、逆に物価上昇を恐れるあまり、大衆がふんだんに消費すればまったくはずれることになる。

次にブーラン公衆衛生・社会保障大臣が国民議会の社会委員会で行なった説明により、社会保障関係の予算案の大綱を眺めてみよう。

○各種社会保険制度に対する国庫負担金：国庫負担金の総額は約40億と見込まれているが、このうち特殊制度に対する負担金が16億9,400万を占め、そのなかでも鉱夫制度に関するものが10億2,100万と大半を占めている。

○身障者対策：とくに9,900万フランの予算が計上されており、悪性疾患の早期検診、身障児の追跡調査、専門教育者養成機関の創設、医療・職業補導施設の拡充、職業補導受

講奨励金支給費の増額等のさまざまな対策に当てられる。

○その他の重点施策：このほかに目立つ項目としては次のようなものがある。社会扶助費の大幅な増額、託児所助成金の40%増、交通事故犠牲者に対する医療施設の拡充。

以上のような社会保障関係予算の総額は昨年度の58億8,700万フランに対し、1970年度は63億5,200万フランである。

### 来年度の社会保障計画の問題点

これまでに述べた経済再建計画および来年度予算案等を通じて、政府は来年度の社会保障関係施策に関しいくつかの新しい考え方を出している。この点を最初に、またもっとも総括的な形で表現したのは、さる9月16日臨時国会の冒頭に行なわれたシャバン＝デルマス首相の演説である。

すなわち首相はこの演説の一部で社会的諸給付の計画化という問題にふれ、次のように述べた。

「第6次経済社会発展計画は、1968年7月31日の法律(社会保障改革令の追認法一本誌 No. 4

参照)の規定により、社会保障の拠出および給付の計画化をも含めることになっている。

この計画の実施を待つまでもなく、政府は1970年から社会的諸給付の計画化をはじめて試みることにした。この計画化は第一に、わが国の社会政策の若干の欠陥をあらためることを目標にするであろう。すなわち身障者に対しては新しい措置がとられ、老齢年金最低額はいちぢるしく改善され、寡婦と遺児の境遇を改善するための収入制限付きの新しい手当が創設されるであろう。

この計画化は何よりも、社会的に移転される所得の一部が、もっとも恵まれない人びとのためにもっとも効果的に使われるよう意図されたものである。その一環として1970以降単一賃金手当の改革が実施される。この手当は今後、低所得世帯に対しては大幅に増額され、高所得世帯に対しては逆に減額ないし廃止されるであろう。

以上の発言の中には注目される内容が多々あるが、もっとも目新しく感じられるのは、家族手当制度の改革という問題であろう。改革案の一つは、主として母子世帯等の低所帯

層を対象とする特殊家族手当の創設である。これは経済再建計画に伴う低所得者助成策の中ですでに述べたように、3人以上の子を持ち、所得が個人所得税課税対象の最低限度に充たない世帯を対象に、今年11月1日より一世帯当て100フランを支給しようとするものである。政府は10月1日の閣議でこの特殊手当創設のための法案の今国会を決定した。その際の説明によると、対象となる世帯数は約150万と見込まれている。またこの措置の主旨に関し、10月1日の閣議終了後のコミュニケは次のように述べている。「この措置は、経済再建政策がきびしく推進されつつある時に当たっても、もっとも恵まれない人びとの生活水準を上げていこうという、政府の明白な態度を示すものである。要するに小さな子どもたちまでが、きびしい緊縮政策の代価を負担することのないようにすることである。これらの措置は、法的な平等というフィクションと縁を切り、より実質的にもっとも不遇な人びとの生活苦を緩和しようとするものである。」

次にあげられているのは単一賃金手当

allocation de salaire unique を受給世帯の所得水準に合わせて格差をつけるという案である。単一賃金手当は1962年以降その支給額がほとんど改訂されておらず、きわめて低額である（2歳以上の子1人を持つ世帯の場合で月額97.25フラン）。そのため、この手当に本来課せられていた役割、すなわち母親を家庭にとどめて育児に専念させるという役割は果たされていない。それどころか、現状では逆効果を来している。つまり手当額は低所得者にも高所得者にも共通で、しかしあまりにも低額であるため、貧しい家庭の母親はこの手当だけでは家において育児に専念するわけにいかず働きに出る。その結果、手当の受給資格を失ってしまう。逆にこのような手当をあまり必要としない富裕世帯の母親は、共稼ぎをする必要がないので家庭にとどまり、手当を受給している。今回提起された改革案はこのような矛盾を解消しようとするものである。

シャバンニデルマス首相は、このような改革を単一賃金手当だけにとどめず、家族給付制度全体を所得制限方式に次第に切換えていこうという意図を持っているといわれる。そ

うなると、受給者の所得水準のいかんを問わず世帯の構成単位（児童の数および年齢）ごとに均一の支給を行なう現行の家族給付制度は、根本的な改革を受けることになる。

過去10年間の家族給付の購買力の推移を見ると、歴代政府が児童の数や年齢による加算という形で差別を設け、一部の世帯には厚く、大多数の世帯には薄く支給するという操作によって支給総額の増大を極力押さえてきたことが歴然とする。総額からいうとたしかに、家族給付は過去10年間その購買力の水準を辛うじて保っている（一世帯当たりの家族給付の購買力は1962年を100とすると、1966年で114.5になる。しかし同期間中に賃金率は46.1%も上昇している）。

しかし全世帯の71.5%を占める子ども2人以下の世帯に支給された給付の購買力は過去10年間に10.6%も低下している。他方3人の子を持つ世帯の場合は（全世帯の15.6%を占める）1964年から1968年の間に1959年の水準を4%ないし6%越えたが、今年は再び低下して10年前とほとんど同じ水準になっている。（2.5%強）また全世帯の7.4%にすぎない5

人の子を持つ家庭では、1959年と比べて給付の購買力は8.8%増となっている。

以上の点から見ると、政府が家族給付所得制限方式を打出したのは、給付総額の枠を維持するという従来の政府の方針を貫くための一方便だとも考えられる。それはまた強行に

推進されつつある、消費の抑制、貯蓄奨励といった一連の緊縮政策にも連なるものでもある。

*Le monde* 5, 17, 18, septembre, 2, 9, 10, 19—20, 28, octobre.

(平山 卓 国立国会図書館)

## 新国民退職年金案と企業年金制度 — 加入者の適用除外に関する白書

(イギリス)



企業年金制度の加入者に対し、新国家国民退職年金案による拠出および年金の条件の一部を適用除外する措置に関する政府案が白書の形式で、11月5日に公表された。

National Superannuation: Terms For Partial Contracting out of the National Superannuation Scheme.

政府が去る1月に新国民退職年金構想(本

誌 No.6 参照) についての提案を発表して以来、この政府提案に対するおもな反対論の一つは私的年金制度に及ぼす影響についてであったことは明らかである。

数か月にわたり、企業年金基金の諸代表と私的な話し合いを重ねた後、クロスマン社会サービス担当国務大臣は、認可年金制度を経営する使用者に対しその被用者を「国民退職

年金制度案」から部分的に適用除外することを認める政府の諸条件に関する白書を発表した。

この諸条件に関する決定については、これまでの話合いのなかで協定がなされておらず政府のおしつけとなっている。

1月および今回の白書に基づき、クロスマン氏がクリスマス前に「国民退職年金法案」を提出するまでには、政府の企業制度の扱い方について政治的論議が白熱化するだろうとみられている。

政府は新所得比例給付を1972年4月から発足させる意図である。

### 白書の概要

白書が提案する、職域年金に加入する労働者を国家年金から適用除外する条件は次の2点である。すなわち、労使双方の国家年金への拠出率を減らすことを認めるが、国家年金をも減額とする。ただし、私的企業制度はその差額を補てんすることを条件とする。

この減率措置を専門技術的に abatement と称している。